

遠州森林認証グループ 規約

(名称)

第1条 このグループは、「遠州森林認証グループ」(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、構成員相互の協力によりF S Cから森林認証を受けたそれぞれが所有及び管理する森林について、常に認証基準どおりの森林経営と管理を通じて「持続可能な森林経営・管理」を実現することを目的とする。

(所在)

第3条 本会の事務所は、事務局の存する住所におく。

(構成員)

第4条 本会は、静岡県掛川市及び森町に森林を所有又は管理し、F S C 管理規準、森林管理計画及び当規約を遵守することを文書により表明した法人又は個人、団体等をもって構成された会(サイト)のサイト管理責任者で構成する。(別紙1「名簿」、別紙2「組織図」)

(管理責任者)

第5条 本会にFM認証管理責任者をおく。構成員の互選とし総会の承認を経て決定する。任期は5年とし、再任を妨げない。

(役員)

第6条 本会にFM認証副管理責任者1名をおき、総会の承認を経てFM認証管理責任者が構成員の中から任命する。任期は5年とし、再任を妨げない。

2 本会にFM認証グループ監事2名をおく。FM認証管理責任者を除く、構成員の中から選任するものとし、その方法は互選とする。任期は5年とし、再任を妨げない。

(管理責任者の業務)

第7条 FM認証管理責任者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 本会を代表し会務を総理すること
- (2) 認証および森林管理計画の維持に関すること
- (3) 構成員の入会及び脱退、除名に関すること
- (4) FM認証グループマニュアル(FM認証グループ規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等)の作成に関すること
- (5) FM認証グループ業務を統括し、規準の遵守を指導、指示すること
- (6) 規準不適合事項の改善対策に関すること
- (7) FM認証グループ業務の集計、公表、広報に関すること

- (8) マーケティングに関すること
- (9) その他目的達成のために必要な事項に関すること

(副管理責任者の業務)

第8条 FM認証副管理責任者の業務は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行する。

(監事の業務)

第9条 FM認証グループ監事の業務は、本会の事業内容、経理の監査を行うものとする。

(構成員の業務)

第10条 構成員の業務は、次のとおりとする。

- (1) 規準等を遵守したサイト内の森林管理に関すること
- (2) 収穫物の販売
- (3) FM認証管理責任者からの伝達文書の收受
- (4) FM認証管理責任者への業務内容及び認証森林の異動等の報告
- (5) 森林組合長にあつては、自らのサイト管理規約を作成し、その構成員との間で規約を遵守することを文書によって合意すること

(会議)

第11条 本会の会議は、総会（年1回以上）とし、FM認証管理責任者が召集し議長となる。

- 2 会議は、半数以上の出席がなければ成立しない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、同数の場合はFM認証管理責任者が決する。

(議決事項)

第12条 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 経費に関すること
- (2) 事業計画及び実績に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) FM認証グループマニュアル（FM認証グループ規約、森林管理計画書、森林作業共通仕様書、モニタリング実施要領等）の改廃に関すること
- (5) 重要な規準不適合事項の対策の承認に関すること

(入会、脱退及び除名)

第13条 本会に入会しようとする者は、FM認証管理責任者に「入会申請書」（様式第1号）及び「FM認証グループ規約等遵守誓約書」（様式第2号）、その他関係書類を提出する。FM認証管理責任者は「入会資格チェックリスト」（別紙3）により確認し、入会要件に適合している場合は入会を承認し、入会承認書（様式第3号）により通知するとともに、サイト登録台帳（別紙4）を作成する。なお、入会しようとする者が管理するすべての森林のうち一部を除いて入会する場合は、その旨を説明する説明書を提出しなければならない。

- 2 本会を脱退しようとする者は、脱退届出書（様式第4号）を提出し、FM認証管理責任者がこれを承認し、脱退承認書（様式第5号）により通知する。
- 3 FM認証管理責任者は、次のいずれかに該当する場合、構成員を除名することができる。除名する場合には、その理由を付し通知する。（様式第6号）
 - (1) 不適合事項に対する改善処置を行わない場合
 - (2) ロゴマークの不正使用、表示違反等があった場合
 - (3) 負担金等を支払わなかった場合
- 4 FM認証管理責任者は、構成員の入会、脱退、除名及び認証森林面積の変更があった場合には、その1ヶ月以内に認証機関へ通知する。（様式第7号）
- 5 脱退承認及び除名通告を受けた構成員は、直ちにF S C及び認証機関の名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類をFM認証管理責任者へ返却すること。

（文書管理）

第14条 FM認証管理責任者の管理する文書は、保存文書一覧（別紙5）とし、管理方法は、次のとおりとする。

- (1) 保存文書一覧の原本を管理し、常に最新のものを持すること
- (2) 文書類の更新があった場合は、速やかに構成員に配布すること
- (3) 構成員への文書の配布は、文書収発簿（別紙6）に記録すること
- (4) 管理文書を情報公開すること

（会計）

第15条 本会の毎年度の経費は、各サイトからの負担金等をもって充てる。

（経費）

第16条 本会の負担金は、別途負担金規程により定める。なお、年度途中で脱退又は除名処分された場合には、返金しないこととする。

（事業年度）

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事務局）

第18条 本会に事務局を設ける。事務局は、FM認証管理責任者の所属する団体におく。

（その他）

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項はFM認証管理責任者が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年8月9日から施行する。
- 2 平成28年度の事業年度は平成28年8月9日に始まり平成29年3月31日に終わるものとする。

- 3 この規約は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。
- 5 この規約は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

別紙 1 (グループ規約第 4 条関係)

遠州森林認証グループ名簿

No.	サイト名	管理者	管理面積 (ha)	
			認証林	認証林以外
1	掛川サイト	掛川市森林組合 代表理事組合長	1,050.06	0
2	森サイト	森町森林組合 代表理事組合長	1,098.83	0
3	県営林サイト	静岡県中遠農林事務所長	222.78	0
4	市有林サイト	掛川市長	49.68	0
5	町有林サイト	森町長	45.78	0
計			2,467.13	0

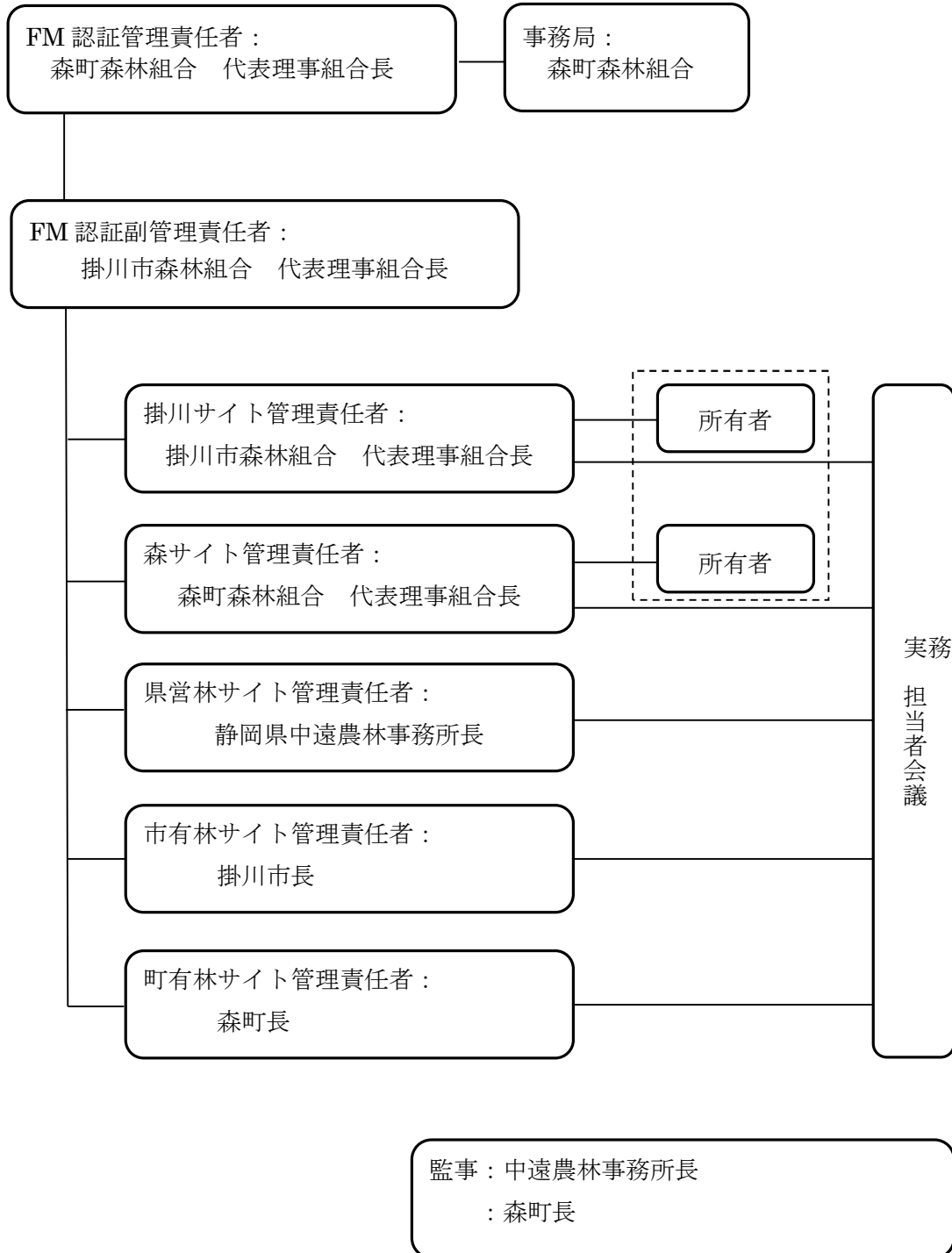
事務局：森町森林組合

TEL 0538-86-0211

FAX 0538-86-0212

E-Mail morikumi@forest-morimachi.or.jp

遠州森林認証グループ 組織図



※ [] 内は構成員外。参考として記載し、それぞれサイト規約により管理。

遠州森林認証グループ
入会資格チェックリスト

申請者名	
申請日	

- 静岡県掛川市及び森町に森林を所有し、又は管理していること。

- 入会に必要な文書、記録類があること。

- F S Cの原則と規準及び遠州森林認証グループマニュアルを遵守し、定められた責務を果たすことができること。

- 審査にかかる経費を支払うことができること。

FM認証 管理責任者	担当者

別紙 4 (グループ規約第 13 条関係)

サイト登録台帳

サイト名	管理者	面積(ha)	登録日	脱退日
掛川サイト	掛川市森林組合 代表理事組合長	1,050.06	平成 28 年 8 月 9 日	
森サイト	森町森林組合 代表理事組合長	1,098.83	平成 28 年 8 月 9 日	
県営林サイト	静岡県 中遠農林事務所長	222.78	平成 28 年 8 月 9 日	
市有林サイト	掛川市長	49.68	平成 28 年 10 月 31 日	
町有林サイト	森町長	45.78	平成 28 年 10 月 31 日	
	計	2,467.13		

別紙 5 (グループ規約第 14 条関係)

保存文書一覧

管理No.	記録名		保管場所	保管期限
1	グ F ル M ー 認 プ 証 マ ニ ユ ア ル	F M認証グループ規約	事務局・各サイト	常用
2		各サイト規約	事務局・各サイト	常用
3		F M認証グループ管理図面	事務局・各サイト	常用
4		各サイト管理図面	事務局・各サイト	常用
5		森林管理計画書	事務局・各サイト	常用
6		森林作業共通仕様書	事務局・各サイト	常用
7		モニタリング実施要領	事務局・各サイト	常用
8	F S Cの原則と規準		事務局	常用
9	法規集		事務局	常用
10	入会申請書、入会承認書 (写)		事務局	永年
11	F M認証グループ規約等遵守誓約書		事務局	永年
12	各サイト規約等遵守誓約書 (写)		事務局	永年
13	森林管理計画 (森林施業計画)		事務局	常用
14	除外森林説明書 (写)		事務局	常用
15	退会届出書、脱退承認書 (写)		事務局	永年
16	除名通知 (写)		事務局	永年
17	認証森林の異動について		事務局	永年
18	F M認証グループ 名簿		事務局	常用
19	F M認証グループ 組織図		事務局	常用
20	F M認証グループ チェックリスト		事務局	永年
21	サイト登録台帳		事務局	永年
22	保存文書一覧		事務局	常用
23	文書収発簿		事務局・各サイト	5年
24	改善指示書		事務局・各サイト	5年
25	改善処理記録		事務局・各サイト	5年
26	教育訓練実施記録		事務局・各サイト	5年
27	モニタリング記録		事務局・各サイト	5年
28	苦情(意見)処理票		事務局・各サイト	5年

別紙6 (グループ規約第14条関係)

文書収発簿

No.	受付日	収発番号	発信人	文書名	取扱者印
	送付日	来書番号	受信人		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

様式第 1 号

年 月 日

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 様

サイト名

住所

氏名

印

遠州森林認証グループ 入会申請書

遠州森林認証グループに入会したいので、必要書類を添えて申請します。

添付書類

1. F M認証グループ規約等遵守誓約書（様式第 2 号）
2. サイト規約等遵守誓約書（写）
3. 森林管理計画及び図面
4. 除外森林説明書（写）

様式第2号

F M認証グループ規約等遵守誓約書

遠州森林認証グループ
F M認証管理責任者 様

遠州森林認証グループに参加するにあたり、F S C の原則と規準及び遠州森林認証グループ規約を含む森林管理にかかるその他の規準類を遵守することを誓約します。

なお、本誓約書の期間については、認証期間（5年）に準じます。ただし、この期間が満了する1か月前までに文書により異議を申し立てないときは、更に5年間延長するものとし、その後においてもまた同様とします。

年 月 日

遠州森林認証グループ
サイト管理責任者

サイト名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第3号

年 月 日

サイト管理責任者 様

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 印

遠州森林認証グループ 入会承認書

年 月 日付けの入会申請について審査した結果、規約第13条により本会への入会を承認します。

様式第4号

年 月 日

遠州森林認証グループ

FM認証管理責任者 様

サイト名

住所

氏名

印

遠州森林認証グループ 脱届出書

遠州森林認証グループから脱退したいので届け出ます。

様式第 5 号

年 月 日

サイト管理責任者 様

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 印

遠州森林認証グループ 脱退承認書

年 月 日付けの脱届出について、規約第 13 条第 2 項により本会からの脱退を承認
します。

なお、F S C 及び認証機関の名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、
認証書類を管理責任者に速やかに返却してください。

様式第 6 号

年 月 日

サイト管理責任者 様

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 印

遠州森林認証グループからの除名について（通知）

遠州森林認証グループ規約第 13 条第 3 項により本会から除名します。除名理由については下記のとおりです。

なお、F S C 及び認証機関の名称、その他認証に付随するロゴマーク等の使用を中止し、認証証明書類を F M 認証管理責任者に速やかに返却してください。

記

除名理由：

様式第7号

年 月 日

(認証機関名) 様

遠州森林認証グループ

F M認証管理責任者 印

認証森林の異動について（報告）

遠州森林認証グループの認証森林に以下のとおり異動が生じたので報告します。

1. 異動の内容
2. 異動の理由